

抗議声明

「JR浦和電車区事件」に対する不当判決を弾劾！

美世志会とともに完全無罪まで断固闘う！

東京高等裁判所は、本日6月5日、美世志会の仲間に控訴棄却という不当判決を下した。私たちは、控訴審での証言を一切無視した「国策裁判」による不当判決を満腔の怒りをもって弾劾する。裁判長は、組合活動上の目的の正当性を認めつつも、全組合員での職場活動を否定した。更に、起訴状、第一審判決、第二審判決の事実認定の内容がズレて一致していないにも関わらず控訴棄却を下したのである。第一審に続き「当たり前前の組合活動・団結権」を否定したのである。まさに、有罪ありきの不当な反動判決である。この不当判決を断固認めない！

東京地裁は、2007年7月17日、美世志会の仲間に有罪判決を下した。元組合員Yに組合脱退・会社退職を迫るといった共同謀議、退職強要の事実はまったく存在しないのだ。仲間同士の信頼＝団結を守る行為は団結権として、労働者の権利として保障されている。美世志会の仲間は、一貫して無実を訴えてきたにも関わらず、控訴審においても不当判決が下された。当然にも美世志会の仲間は直ちに上告した。私たちは、美世志会の仲間とともに完全無罪まで断固闘っていくことを表明する。

美世志会の仲間は、5月7日より控訴審での勝利判決を目指して全国40ヶ所でキャラバン行動を展開した。私たちは、美世志会の仲間とともに控訴審勝利を目指す反弹圧東海集会を開催した。静岡・名古屋での街宣ビラ配布行動・集会には、JR東海労・JR貨物労組の組合員、OBが参加して、静岡では1700枚、名古屋では2000枚のビラを配布した。美世志会の大潤さん、山田さん、加藤誠二さんが多くの市民にえん罪の不当性を訴えてきたのである。

言うまでもなく、「JR浦和電車区事件」「蒲郡駅事件」は、政治弾圧である。憲法9条を守り、平和・人権・民主主義を守るため闘いをつくりだしてきたJR総連への組織破壊攻撃の一貫なのだ。

私たちは、美世志会の仲間の完全無罪、加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取るために最後まで断固闘う！

2009年6月5日

JR東海労働組合